

有明教育芸術短期大学 免許状更新講習実施細則

(目的)

第1条 この細則は、有明教育芸術短期大学免許状更新講習規程第10条第1項の規定に基づき、免許状更新講習（以下「更新講習」という。）の実施方法に関して定める。

(受講対象者及び受講時期)

第2条 更新講習の受講対象者及び受講時期については、教育職員免許法並びに免許状更新講習規則の定めるところによる。

(更新講習実施の公示)

第3条 更新講習実施の公示は、本学ホームページへ掲載し行う。

(更新講習の受講登録)

第4条 更新講習の受講登録には、次の各号の書類を提出しなければならない。

- (1) 免許状更新講習受講申込書（受講資格証明を含む。）
- (2) 事前アンケート

(受講料の納入)

第5条 更新講習を受講する者は、別表1に定める受講料を、開設者が指定する金融機関の口座に振込むものとし、その際の手数料は受講者の負担とする。

(受講の許可)

第6条 学長は、受講希望者から受講登録及び受講料の納入があったときは、受講資格等を確認の上、受講を許可する。

(受講の辞退及び受講料の返還等)

第7条 受講料を納入した後に受講を辞退した場合には、別表2に定める額を受講者の指定する金融機関の口座に振込みにより返還する。ただし、手数料は受講者の負担とする。

2 開講日の前日までに受講辞退の申し出をせずに受講しなかった場合は、受講料を返還しない。

3 受講辞退の申し出は、本学所定の受講辞退届（以下「辞退届」という。）により届け出るものとし、当該辞退届を開設者が事務窓口で受領した日をもって受講料返還額算定の基準日とする。また、辞退届を郵送の場合には、当該郵便物に押捺された消印の日時を窓口受領の日時とみなす。

- 4 更新講習の実施にあたり、必要とする教材費等は別途徴収する。教材費等を徴収する場合は、あらかじめ募集要項に表示する。

(全時間出席の義務)

第 8 条 更新講習の受講者は、受講する講習ごとに定める開講時間のすべてに出席しなければならない。

(出席確認手続き及び出席確認時の不正行為の禁止)

第 9 条 出席確認は、毎時間、開設者の定める方法で行う。

- 2 講習開始後 10 分以内に会場に入室した者については出席扱いとし、それ以降は入場を認めず欠席扱いとする。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。
- 3 出席確認において不正があった場合は、その行為を行った者及びその行為の対象となった者を欠席扱いとする。この場合において、不正行為を行った者の一方的行為であって、相手方による依頼がない場合であっても同様とする。

(会場内における受講者の遵守事項)

第 10 条 受講者は、次の各号に定める行為を行ってはならない。

- (1) 大学構内での喫煙
- (2) 講習時間中の携帯電話の使用
- (3) 自動車での大学構内への乗り入れ駐車

(修了認定及び履修認定)

第 11 条 更新講習の課程において、あらかじめ定められた基準により、30 時間以上の講習を受講した者については、修了認定を行う。

- 2 更新講習の課程において、あらかじめ定められた基準により、所定の時間の講習を受講した者については、履修認定を行う。
- 3 修了認定（履修認定を含む。以下同じ。）は、筆記試験によるものとする。ただし、実技、実習、実験を伴う講習については、その結果に関するレポート、実技試験、作品評価により修了認定を行うことがある。
- 4 講習における各授業の出席時間数が 6 分の 5 に満たない者は、修了認定試験又は履修認定試験を受けることができない。
- 5 試験は、担当講師の授業終了時に実施する。
- 6 試験時に不正行為を行った者については、受講を取り消し、既納の受講料は返還しない。
- 7 試験を欠席した者については、追試験を行うことがある。

(修了認定結果の公示)

第 12 条 修了認定の結果は、後日、合格、不合格で発表する。

2 認定結果に対する異議は認めない。ただし、不合格者から請求があれば、その理由についての説明は行うものとする。

(証明書の発行)

第 13 条 更新講習の課程を修了した者には、修了証明書を交付する。

2 更新講習の課程において、あらかじめ定められた基準により、所定の時間の講習を受講し試験に合格した者については、履修証明書を交付する。

3 修了証明書又は履修証明書は、盗難、火災又は自然災害により滅失した場合を除いて、再交付しない。

(改正手続き)

第 14 条 この細則は、教授会の議を経て改正する。

附則 この細則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

受講区分	受講料	講習時間
必修領域 講習	12,000 円	12 時間
選択領域 講習	6,000 円	6 時間
	12,000 円	12 時間

別表 2

細則第 7 条第 3 項に定める 受講辞退申し出の基準日	受講辞退申し出の 基準日による返還額
講習開始の日からさかのぼって 15 日目にあたる日以前	納入した受講料の額から、 事務手数料 1,000 円を差し引いた額
講習開始の日からさかのぼって 14 日目にあたる日から、 同じく 8 日目にあたる日まで	納入した受講料の額から、 30%相当額を差し引いた額
講習開始の日からさかのぼって 7 日目にあたる日から、 講習開始日の前日まで	納入した受講料の額から、 50%相当額を差し引いた額